

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。
この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和７年１月２４日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (１) 物品・委託役務の名称 | 令和６～１１年度高屋情報ラウンジ機械警備業務 |
| (２) 物品・委託役務管理番号 | 13060065 |
| (３) 物品委託役務内容 | 警備対象施設において、機械警備を実施するもの。 |
| (４) 納入・履行期間 | 令和７年３月２０日から令和１２年３月１９日まで |
| (５) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市高屋情報ラウンジ |
| (６) 予定価格 | 落札後公表 |
| (７) 最低制限価格 | なし |
| (８) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (９) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの） |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和７～１０年東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	警備・受付＞機械警備★
イ	法令等による登録等	警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第４条の規定による警備業の認定を受けていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店をいい、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所をいう。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所をいう。 ※東広島市外に本店を有する者における東広島市内の営業所は、法人市民税の申告のあることに加え、当該営業所が営業所等所在調書（令和７～１０年物品役務等競争入札参加資格審査申請書様式第３号）により、本市から営業所としての認定を受けていること。	東広島市内に本店又は営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和７年１月２４日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（１）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- (１) 東広島市機械警備業務共通標準事項を適用する。
(２) 本案件は地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約として行うものである。

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所・留 意 事 項
ア 公告日	令和7年1月24日	東広島市ホームページに掲載するとともに、東広島市総務部契約課（契約担当所属）で閲覧に供する。 閲覧場所は、「6 問い合わせ先（契約担当所属）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和7年1月24日～ 令和7年2月14日	東広島市ホームページに掲載するとともに、契約担当所属で閲覧に供する。 見本等の有無：有
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当所属とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和7年1月24日～ 令和7年1月31日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（入札心得別記様式第1号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 生涯学習部 生涯学習課（発注担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0979 / ファクシミリ番号 082-422-1610 質問書提出期間後の質問は受け付けない。 質問書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
カ 回答書閲覧期間	令和7年2月5日～ 令和7年2月14日	東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和7年2月12日～ 令和7年2月13日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は、入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印すること。 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和7年2月14日 午後3時00分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立会いの有無に関わらず、初度の入札参加者（当該入札が無効となったものを除く。）が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は、初度の入札に参加した者に対してファクシミリにより通知する。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当所属）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当所属）

総務部契約課 物品役務係

東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）

電話番号 082-420-0930

ファクシミリ番号 082-431-0077

令和6～11年度高屋情報ラウンジ機械警備業務仕様書

1 業務名

令和6～11年度高屋情報ラウンジ機械警備業務

2 履行場所

東広島市高屋情報ラウンジ

3 履行期間

令和7年3月20日から令和12年3月19日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4 警備対象施設の名称

東広島市高屋情報ラウンジ

5 業務内容

警備対象施設において、警備業務用機械装置を使用して行う警備業務を実施する。

6 業務目的

警備対象施設において起こり得る火災・破壊・不正・不良行為等のあらゆるリスクを分析し、事故等の発生を警戒、予防するための適正な警備計画を立案し、それに基づき警備を行うことにより、身体、生命、財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とする。

7 業務仕様

- (1) 本仕様書に定めがない事項は、添付の東広島市機械警備業務共通標準事項（以下「標準事項」という。）による。
- (2) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、施設管理担当者と協議するものとする。
受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任の受注者から十分引き継ぎを受けること。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注者へ十分に引き継ぎをすること。
- (3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者において行うものとする。

8 業務詳細

(1) 警備業務用機械装置

警備業務用機械装置の機能は、次による（○印のあるもの）。なお、機能適用及び警戒範囲等は機械装置特記による。また、業務期間終了後は、原則として警備業務用機

械装置を撤去する。

装置概要	本業務該当	備考
①建物外周部のドア、ガラス等の破損及び開閉を感知する機能	○	
②施設内へ侵入者を感知し、表示する機能	○	
③火災発生を感知する機能	○	
④ガス漏れを感知する機能	×	
⑤金庫盗難を感知する機能	×	
⑥機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能	○	
⑦非常通報押しボタンにより非常信号を感知する機能	○	
⑧施設内各種設備警報盤と結線し異常を種類別に監視する機能	×	
⑨警備の開始、解除の操作を行う機能	○	
⑩基地局に異常等の信号を送信する機能	○	
⑪一般公衆回線の断線を監視する機能	×	
⑫一般公衆回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能	×	

(2) 警備員

本業務に従事する警備員は、警備業法（昭和47年法律第117号）第14条に定める警備員の制限に該当しないこと。

(3) 警備計画書等

警備業務の実施に当たり、警備計画書及び警備業務用機械装置の配置平面図を作成し、施設管理担当者へ提出するものとする。

(4) 業務の報告

機械警備中においては異常が発生した場合は警備報告書を作成し、あらかじめ指定された方法により報告するものとする。

(5) 服装等

ア 警備員の服装及び装備品は、原則として受注者の定めるものとする。ただし、護身用具を携帯する場合には、施設管理担当者と協議する。

イ 制服については、次の事項を満たしていること。

(ア) 色彩が警察官等の服装の色彩と明らかに異なること。

(イ) 形式が詰襟である等警察官等の制服の形式と明らかに異なること。

(ウ) 警備業者の名称を表示した標章(60平方センチメートル以上)を上位の胸部及び上腕部に付けること。

(6) 鍵の取扱い

預託された施設の鍵の取扱いは、警備計画書によるほか次による。

ア 厳重に保管する。

イ 複製しない。

ウ 業務期間終了時に返却する。

エ 鍵の使用及び貸出は、指定された方法により管理する。

(7) 業務引継

受注者は、施設の管理運営が遅滞なく円滑に遂行されるよう努めなければならない。

このため、受注者は、発注者及び前回受注者から業務内容について、十分な引継を受けるものとし、また、次回業務受注者に対し、十分な引継を行うものとする。

(8) 警備責任時間帯

警備責任時間帯は、原則として防犯開始(セット時)した時点より、防犯設備のセットが解除された時点までとする。

(9) 業務内容

基地局において、異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、次の措置を行う。

施設の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。なお、必要に応じ次の業務を行う。

ア 現場に応じた緊急措置

(ア) 火災を確認した場合の初期消火作業、避難誘導

(イ) 現場保存の対応業務

(ウ) 現地で警備員が業務上の契約にないが、状況の判断から緊急避難的に行う業務

(エ) その他、緊急措置として必要な事項

イ 施設管理担当者への連絡

ウ 基地局への連絡

エ 警察、消防署等への連絡

(10) 書面の交付

受注者は、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第33条第1項第5号に定める事項について記載した書面を提出するものとする。ただし、それぞれの事項は1つの書面であることを要せず、契約書、警備計画書、パンフレット等複数の書面でもよい。

(11) 警備機械等の設置及び撤去

受注者は、契約締結後警備開始前までに受注者の負担により警備機械等の設置を行うものとする。また、契約期間終了後は受注者の負担により当該警備機械等の撤去を行うものとする。

(12) 警備要領

ア 警備担当時間中は、警備受信装置を絶え間なく監視するとともに常に警備員と連絡を保ち、警備の万全を図るものとする。また、警備員は当施設に25分以内（旧町に所在する施設にあつては30分以内）に到着できる距離に常駐していること。

イ 警備機械等の開始及び解除は、原則として発注者の責任において行う。

ウ 警備機械等に異常があった場合は、受注者において早急に修理すること。

エ 警備結果について警備日誌を作成し、1か月ごとに発注者に提出すること。

(13) 機器作動テスト

契約締結後、発注者及び受注者の協力により、取り付けられた機器等が正常に作動することの確認のためのテストを実施するものとする。

テストは、機器を防犯開始（セット）した状態で外部からの立ち入り等を想定したデモンストレーションを行うものとし、日程や実施方法の詳細は協議して定めるものとする。

(14) その他

- ア 防犯カメラを設置し、受注者が Web 画面で対象施設内のライブ画像を確認できるようにすること。画像はクラウド上又は録画機器で 2 週間以上保存すること。Web 画面で画像を確認するシステムはパスワードにより閲覧できるものとする。
- イ 非常通報押しボタンは持ち運びができるものとする。
- ウ 受注者が設置したセンサーが異常を感知した場合には、警報を鳴らし、あらかじめ指定されたところに通報すること。
- エ Web 画面で画像を確認するシステム以外の装置で使用する回線については断線を監視すること。
- オ 警備を行うに当たっては、市が設置するネット回線を使用することができる。
- カ 警備の開始、解除の操作は、図書館と交流センターの各施設ごとに行うことができること。

9 その他

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により警備責任時間帯に機械による警備ができなくなったときは、代替警備員の配置等機械による警備と同等又は同等以上の警備体制を受注者の負担により講ずるものとする。

(2) 委託料の支払い

- ① 本業務は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
令和 7 年 3 月履行分	円	部分払
令和 7 年 4 月から 令和 1 2 年 2 月までの各月履行分	円	部分払
令和 1 2 年 3 月履行分	円	完了払

- ② 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

10 特記事項

- (1) 警報装置は受注者が所有し、その維持管理も受注者の負担において行うものとする。
- (2) 撤去に伴う施設の損傷については、その原因が受託者の重大な過失によるものと認められる場合を除き、受託者はその損傷を修復する義務を負わないものとする。
- (3) 受注者は、緊急連絡網など緊急時に係る対応策を作成し、発注者に提出するものとする。
- (4) 警備対象施設の管理を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることとなった場合は、本契約の業務は、当該指定管理者が行う警備対象施設の指定管理業務（以下「指定管理業務」という。）に引き継ぐものとする。

指定管理業務への引継ぎに際しては、市は、指定管理業務の仕様書において、「本契約に基づく契約期間内においては、本契約の仕様と同等の業務を本契約の契約金額で

指定管理業務の受注者が履行すること」を明示するとともに、指定管理業務の契約に際してはその仕様の履行を遵守させるものとする。

なお、本契約の受注者が指定管理業務の受注者でない場合は、市は、「指定管理業務の受注者が本契約の受注者に、本契約の業務を再委託すること」を認めるとともに、指定管理業務の受注者に、再委託内容として、「少なくとも本契約に基づく契約期間内においては、本契約の仕様と同等の業務を再委託すること、その際の再委託契約金額は、本契約の契約金額を下回らないこと」を仕様書に定めるものとする。

再委託の場合、指定管理者が実施する本契約業務の支出金額は、再委託事業者となる本契約の受注者と指定管理者が契約する再委託契約金額（本契約に基づく契約期間内において、本契約の仕様と同等の業務を履行する本契約の契約金額を下回らない額）に管理費を加えることができるものとする。

一方、受注者は、指定管理業務の受注者となった場合は、指定管理業務において、「本契約に基づく契約期間内においては、本契約の仕様と同等の業務を本契約の契約金額で履行する」こととするとともに、指定管理業務の受注者でない場合であっても、指定管理業務の受注者からの再委託契約の申出を承諾し、指定管理業務の再委託業務として「本契約に基づく契約期間内においては、本契約の仕様と同等の業務を本契約の契約金額を下回らない額で履行」するものとする。

なお、市と指定管理者が、指定管理業務において、本契約の履行期間終了までを含む期間において、本契約業務を含む指定管理基本協定を締結した場合には、受注者と市は本契約の履行期間及び契約金額を指定管理業務開始の前日までに変更する契約を締結（合意解除）するものとする。

その際、暦月で一月に満たない期間の月額金額は、契約月額のうち、消費税及び地方消費税を含まない額を当該月の日数で除し、履行期間日数を乗じたもの（小数点以下切上げ）に、消費税及び地方消費税の税率を乗じたもの（小数点以下四捨五入）とする。

なお、本契約の受注者が指定管理業務の受注者でない場合において、市が、指定管理業務の受注者に、本契約の受注者との本契約の業務の再委託を認める場合であって、指定管理業務の受注者が再委託契約を単年度契約として毎年締結するときは、上記合意解除後においても、市は、指定管理業務の受注者が当該特記事項を遵守していることを確認するものとする。

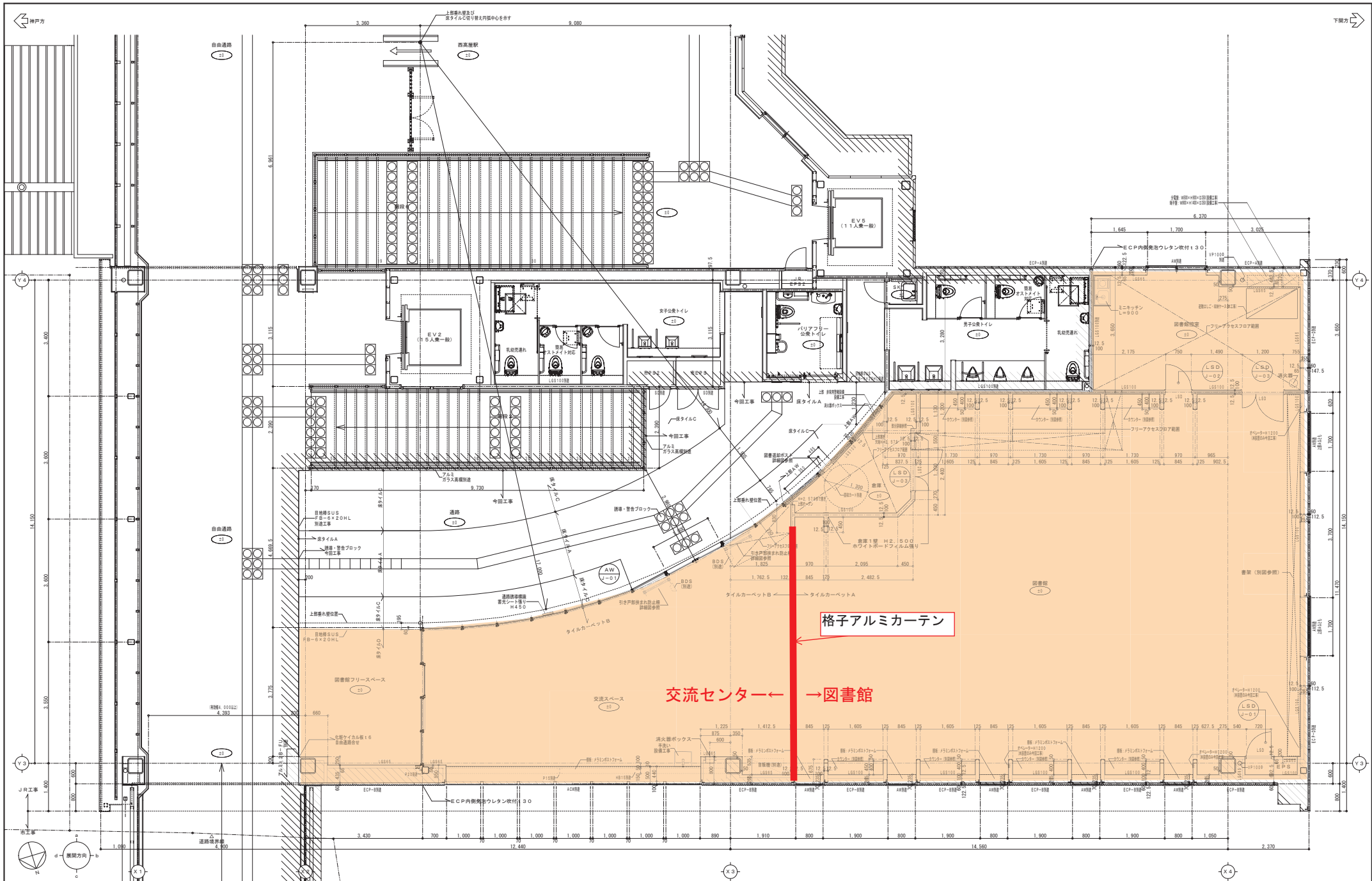
- (5) 警備業務用機械装置の設置は令和7年3月4日以降の日で市と協議する日に設置すること。

1 1 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課 地域の学びの企画係

電 話 (082) 420-0979

F A X (082) 422-1610



特 記	・2FL＝TP＋217.800											ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社	工 事 名 令和6年度 図書館管理運営事業ほか (仮称) 高層情報ラウンジほか内装工事 (建築)											
	・図中の  は設計レベルを示し、2FLからの高さを示す													A-06		NO								
	 はガラスワーク等工事を示す																							
	 は別途工事範囲を示す																							
	・今回工事範囲の外装ECP内側は発砲ウレタン130吹付けとする													設計番号 222-0046		SCALE A1: 1/50 A3: 1/100								